



オーバーステイ不法滞在について

移民法でオーバーステイした外国人には2年以上の禁固もしくは20,000THB以下の罰金又はその双方の規定があります。実情は1日のオーバーステイにつき500THBの略式罰金で済んでいるようですが、40日以上オーバーステイとなれば、一度国外退去を求められますのでオーバーステイはしないに限ります。

※2014年8月の移民部の通達により、オーバーステイ者には上記の罰則に加え、以下の入国禁止措置が加えられました。

オーバーステイの期間	-	逮捕拘束者
1年未満	-	5年間入国禁止
1年以上	-	10年間入国禁止
90日以上1年	1年入国禁止	-
1年以上3年	3年入国禁止	-
3年以上5年	5年入国禁止	-
5年以上	10年入国禁止	-